

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

苓北町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 苓北町地域

(1) 現況

本地域は、熊本県南西部、天草下島の西北端に位置し、周辺を海と高い山々で囲まれている。このような地形条件から傾斜地が多く、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等による耕作放棄地等の増加もあり多面的機能の低下も懸念されることや平場地域と比べ生産条件の格差を縮小するためにも、これらを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、本地域は稻作地帯であり、地球温暖化防止や生物多様性保全などの多面的機能を発揮するにあたって重要な地域である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	苓北町全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、熊本県及び苓北町、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全の向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

半島振興法の指定地域（苓北町全域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑・草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 莳北町長の判断によるもの

緩傾斜農用地

緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑・草地 8 度以上）は、すべて交付の対象とする。

ただし、知事特認地域については、急傾斜農用地と営農上一体的な管理が必要な場合のみ、交付の対象とする。

(2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

ア 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第 3 セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

イ 農業従事者一人当たりの所得が各都道府県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす扱い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

ウ 認定農業者に準ずる者として町長が認定する者とは次のとおりである。

（ア）年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

（イ）芥北町の平均経営規模以上の経営体

（ウ）農業所得が百万円以上の経営体

(3) その他必要な事項

上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。